

遊心苑 サービス費および利用料一覧

①入所(1日あたり)

(令和3年10月1日現在)

介護保健施設サービス費			夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	栄養マネ ジメント 強化加算	在宅復帰・在 宅療養支援機 能加算Ⅱ	居住費・食費所得段階別負担額				
要介護度	個室	多床室					所得 段階	居住費		食費	
要介護1	756円	836円	24円	22円	11円	46円	第4段階	個室	377円		1,445円
要介護2	828円	910円						1,310円	370円	650円	
要介護3	890円	974円					第3段階②				390円
要介護4	946円	1,030円					第3段階①				
要介護5	1,003円	1,085円					第2段階	490円	300円		
※外泊時は362円を施設サービス費に代えて算定(月6日限度)							第1段階	0円	0円	300円	

各種加算料金(利用時のみ加算・保険一部負担金)

加算項目	内 容	1日又は1回
初期加算	入所してから30日間が対象	1日 30円
再入所時栄養連携加算(1回限度)	入院後の再入所時に以前より栄養管理が大きく異なり、入院先の管理栄養士と連携を図り栄養管理を行った場合	1回 200円
入所前後訪問指導加算	(I)退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	1回 450円
	(II)上記に加え、生活機能の具体的な改善目標及び退所後の支援計画を策定した場合	1回 480円
試行的退所時指導加算	入所者及びその家族等に対する退所後の療養上の指導が対象	1回 400円
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対する診療情報の提供が対象	1回 500円
入退所前連携加算(入所につき1回)	(I)ケアマネジャーと連携し方針決定し、情報提供とサービス調整実施の場合	1回 600円
	(II)ケアマネジャーと連携を図り情報提供とサービス調整実施の場合	1回 400円
訪問看護指示加算	退所後の在宅療養についての訪問看護ステーションへの指示が対象	1回 300円
療養食加算	特定の療養食の提供を行った場合が対象	1食 6円
経口移行加算(最長180日)	摂食・嚥下機能に配慮した経口移行計画を作成し、管理を行う場合が対象(経管栄養者)	1日 28円
経口維持加算	(I)医師の指導に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	1月 400円
	(II)上記の会議及び会議等に人員基準配置以外の医師等が加わった場合、(I)に加えて加算	1月 100円
口腔衛生管理加算	(I)歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し月2回以上口腔ケアを行い、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を実施し、必要に応じて介護職員からの相談等に対応した場合	1月 90円
	(II)上記Iに加え口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理に有効な情報を得て口腔ケアに活用した場合	1月 110円
短期集中リハビリテーション実施加算	生活機能回復を目指しリハビリを個別に短期集中的に行った場合(入所3月以内)	1日 240円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症者に対し生活機能回復を目指しリハビリを個別に行った場合(入所3月以内・週3回まで)	1日 240円
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めてサービスを提供した場合が対象	1日 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が緊急性を認めた者に介護保健施設サービスを行った場合(7日限度)	1日 200円
認知症情報提供加算	認知症の疑いのある入所者を認知症疾患医療センター等へ紹介を行った場合	1回 350円
地域連携診療計画情報提供加算	地域連携診療計画管理料等を算定する医療機関を退院した者に対して診療計画に基づき治療を行い、同意を得て退院月の翌月までに診療情報を医療機関に文書により提供した場合(1回限度)	1回 300円
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	医師と作業療法士等が共同しリハビリテーション実施計画を説明し継続的にリハビリの質を管理、またその計画書の内容を厚生労働省に提出し、リハビリに必要な情報を得て活用している場合に月1回算定	1月 33円
排せつ支援加算	(I)排せつ介護について評価・分析し、支援計画を策定しケアを実施。また評価の結果を厚生労働省に提出し、排せつ支援に有効な情報を得て活用した場合に月1回算定	1月 10円
	(II)上記Iに加え排せつの状態が改善し介護状態の軽減が見込まれた場合に月1回算定	1月 15円
	(III)上記Iに加え排せつの状態が改善しおむつを使用しない状況となった場合に月1回算定	1月 20円
	(IV)改定前の加算を算定していた事業所への令和4年3月31日までの経過措置	1月 100円
褥瘡マネジメント加算	(I)褥瘡の発生リスクを評価し、褥瘡ケア計画の策定・褥瘡管理を実施。また評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理に有効な情報を得て活用した場合に月1回算定	1月 3円
	(II)上記Iに加え褥瘡の発生するリスクがあるとされたが、褥瘡の発生がない場合に月1回算定	1月 13円
	(III)改定前の加算を算定していた事業所への令和4年3月31日までの経過措置	1月 10円
自立支援促進加算	医師が医学的評価を行い自立支援のためにサービス計画策定に参加した場合、また医学的評価を厚生労働省に提出し、必要な情報を得て自立支援に活用した場合に月1回算定	1月 300円
科学的介護推進体制加算	(I)心身状況を厚生労働省に提出し、必要な情報を得てサービス提供に活用した場合に月1回算定	1月 40円
	(II)上記Iに加え疾病状況や服薬情報を提供した場合に月1回算定	1月 60円
安全対策体制加算(入所中1回)	安全対策に関する措置が講じられ、リスクマネージャーを配置し、組織的に対策実施の体制が整備されている場合	1回 20円